

行政法 (配点 40 点)

以下の【設例】を読んで、【設問】に答えなさい。

【設例】

Aは、甲県内の傾斜地（以下「本件土地」という。）を整地してマンションを建設することを計画し、本件土地の開発行為（以下「本件開発行為」という）を行うため、甲県知事に対し、開発許可申請を行った。甲県知事は、Aに対して、本件開発行為の許可処分（以下「本件処分」という）を行った。

Xは、本件土地の隣接地に居住する者であるが、本件開発行為によって起こり得るがけ崩れ、地すべり又は土砂の流出により、生命、身体の安全が害されるとして、本件処分の取消訴訟（以下「本件訴訟」という。）を提起した。

【設問 1】 (20 点)

行政事件訴訟法 9 条 1 項にいう「処分…の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者」の意義、及び同法 9 条 2 項による第三者の原告適格の判断枠組みについて、判例の立場にたって論じなさい。

【設問 2】 (20 点)

Xに、本件訴訟の原告適格が認められるか。設問 1 の解答並びに以下の参照条文を踏まえて論じなさい。

■ 参照条文

○ 都市計画法（抜粋）

（開発行為の許可）

第 29 条 都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事…の許可を受けなければならない。（略）

（開発許可の基準）

第 33 条 都道府県知事は、開発許可の申請があつた場合において、当該申請に係る開発行為が、次に掲げる基準…に適合しており、かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、開発許可をしなければならない。

一～六 （略）

七 地盤の沈下、崖崩れ、出水その他による災害を防止するため、開発区域内の土地につ

いて、地盤の改良、擁壁又は排水施設の設置その他安全上必要な措置が講ぜられるように設計が定められていること。(略)

2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、政令で定める。

○都市計画法施行令 (抜粋)

第28条 法第33条第2項に規定する技術的細目のうち、同条第1項第七号・・・に関するものは、次に掲げるものとする。

一～五 (略)

六 開発行為によって生じたがけ面は、崩壊しないように、国土交通省令で定める基準により、擁壁の設置、石張り、芝張り、モルタルの吹付けその他の措置が講ぜられていること。

七 切土又は盛土をする場合において、地下水によりがけ崩れ又は土砂の流出が生じるおそれがあるときは、開発区域内の地下水を有効かつ適切に排出することができるように、国土交通省令で定める排水施設が設置されていること。

※ これは政令である。

○都市計画法施行規則 (抜粋)

(がけ面の保護)

第23条 切土をした土地の部分に生ずる高さが2メートルをこえるがけ、盛土をした土地の部分に生ずる高さが1メートルをこえるがけ又は切土と盛土とを同時にした土地の部分に生ずる高さが2メートルをこえるがけのがけ面は、擁壁でおおわなければならない。(略)

(擁壁に関する技術的細目)

第27条 第23条第1項の規定により設置される擁壁については、次に定めるところによらなければならない。

一 擁壁の構造は、構造計算、実験等によって次のイからニまでに該当することが確かめられたものであること。

イ～ニ (略)

二 擁壁には、その裏面の排水をよくするため、水抜穴が設けられ、擁壁の裏面で水抜穴の周辺その他必要な場所には、砂利等の透水層が設けられていること。(略)

※ これは国土交通省令である。

以上